

人事行政の運営等の状況

市の人事行政の公平性や透明性をより高めるため、現在の運営状況をお知らせします。
今回の内容は概要版です。詳細は市HPをご覧ください。

職員の任免及び職員数の状況

任免の状況

(再任用職員・任期付短時間勤務職員を除く)

区分	採用(R7年度)	退職(R6年度)				
		定年	勧奨	死亡	自己都合他	
事務職	2人	2人	5人	0人	5人	
技術職	7人	1人	1人	0人	4人	
消防職	1人	0人	1人	1人	0人	
技能労務職	—	1人	0人	0人	1人	
指導主事	3人	0人	0人	0人	3人	
任期付職員	10人	0人	0人	0人	11人	
合計	23人	4人	7人	1人	24人	

給与の状況

給与等の状況(4/1現在)

特別職		一般行政職(大卒平均)	
区分	給料・報酬月額	区分	勤続月額
市長	909,000円	勤続30年	410,633円
副市長	788,000円	勤続25年	363,440円
議長	621,000円	勤続20年	336,883円
副議長	571,500円	勤続10年	274,925円
議員	540,000円	初任給	230,000円

※現在、市長・副市長の給料月額については減額措置中。
表中の額は条例本則上の額です。

期末・勤勉手当の状況(R6年度)

区分	期末手当	勤勉手当
特別職	4.60月分	—
一般行政職	2.50月分	2.10月分

勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況(9/1現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業
38時間45分	7時間45分	8:45	17:15

※休憩は12:00～12:45。

※施設など特別な勤務形態をとる職場については、始業・終業時刻が異なる場合があります。

※8/31までは始業9:00、終業17:30

分限・懲戒処分の状況(R6年度)

分限処分	懲戒処分
83件	免職1件



HP

部門別職員数の状況

部門	職員数	
	R6年度	R7年度
一般行政 (議会・総務・税務・民生・衛生・土木等)	322人	341人
特別行政 (教育・消防)	169人	156人
公営企業等 (水道・下水道等)	57人	55人
合計	548人	552人

再任用職員の状況

再任用フルタイム勤務職員	18人
再任用短時間勤務職員	3人

退職手当の状況(R6年度)

特別職(任期ごと)		
市長	給料月額×30／100×在職月数	
副市長	給料月額×25／100×在職月数	
一般行政職		
	自己都合	勧奨・定年・その他
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
加算措置	定年前早期退職者 2%～20%	
平均支給額	328万円	2,143万円

※退職手当は、現市長においては不支給です。

年次有給休暇の状況(R6年度)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
18,912.2日	7,331日	513人	14.3日	38%

※年度途中の退職者や派遣職員、再任用短時間勤務職員などを除きます。

※総付与日数は、前年度繰越分も含みます(最大40日)。

研修・勤務成績の評定の状況(R6年度)

市主催研修	635人
派遣研修	109人
各機関等における研修	149人

税に関するお知らせ

■市民のみなさん

住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額について

下表の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、申告することで家屋の固定資産税が減額されます。
※土地および都市計画税の減額はありません。また、耐震改修工事の減額は、他の制度と重複適用できません。

※省エネ改修工事に伴う減額については、窓の断熱改修工事が必須で建築士等の証明が必要となります。

申請の際に必要な提出書類 HPまたは、税務室固定資産税係へ問合せ

申告期間 工事完了後3か月以内



HP

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事 (熱損失防止改修工事)
対象となる 住宅	S57.1/1以前に 建築された住宅	新築後10年以上を経過した 住宅(賃貸住宅を除く)	H26.4/1以前に建築された 住宅(賃貸住宅を除く)
改修工事の 要件	現行の耐震基準に適合する改 修工事を行い、建築士等から 適合する旨の証明を受けたも の	△65歳以上の高齢者等が 居住している △床の段差解消、廊下の拡幅、 浴室やトイレの改良等の改 修工事	△現行の省エネ基準に 適合する改修工事 △窓の断熱改修工事(必須)、 内装の断熱改修、太陽光発 電装置等の工事
費用	自己負担額50万円以上の工事	自己負担額50万円以上の工事	自己負担60万円以上の工事
減額の内容	家屋に係る固定資産税額の 2分の1が減額(1戸あたり 120m ² が上限)	家屋に係る固定資産税額の 3分の1が減額(1戸あたり 100m ² が上限)	家屋に係る固定資産税額の 3分の1が減額(1戸あたり 120m ² が上限)
減額の期間	工事が完了した年の翌年度分のみ		

■事業主のみなさん

給与支払報告書を提出してください

R8.1/1現在、交野市に居住する方に給与・賃金等(専従者給与・パート・アルバイト代含む)を支払った方(給与支払者)は、交野市宛てに給与支払報告書を提出してください。提出の際は「R8年度市町村に提出する給与支払報告書等の作成および提出についての手引書」等を参考にしてください。



HP

提出書類 給与支払報告書(総括表と個人別明細書)※eLTAX・郵送での提出も可能。

提出期限 R8.2/2(月)まで 提出先 市役所本館1階 税務室市民税係

特別徴収を実施します

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に従業者の市・府民税を差し引いて、納税義務者である従業者に代わって、従業者の居住する市町村に納入する制度です。また、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は特別徴収義務者として、市・府民税の特別徴収を行うことと定められています。

府と府内市町村では、原則全ての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、市・府民税の給与からの特別徴収を徹底しています。詳細は、府HPをご覧ください。



HP

償却資産の申告をしてください